



福岡医発第 3510 号(地)

令和 4 年 3 月 16 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「プラスチック資源循環促進法の施行に向けた取組についてのお願い」
について

今般、標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省より日本医師会を通じて周知協力依頼がありました。

本件は、令和 3 年 6 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）」が公布され、令和 4 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、特設ホームページや事業者向け問い合わせ窓口の開設等の周知、政府主催のオンラインでの制度説明会、並びに広報物の活用案内等の施行に向けた準備を進めるための周知等への協力を依頼するものです。

詳細につきましては、別添をご参照ください。

また、本法施行に伴って医療機関に求められる具体的な対応については、環境省及び経済産業省と協議のうえ、追ってお示しすることとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

地域環境保護担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

令和 4 年 3 月 9 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事

羽 鳥 裕

(公印省略)

「プラスチック資源循環促進法の施行に向けた取組についてのお願い」について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局総務課より本会に対し、事務連絡「プラスチック資源循環促進法の施行に向けた取組についてのお願い」が発出され、協力依頼がありました。

本件は、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が令和 3 年 6 月に公布され、令和 4 年 4 月 1 日から施行予定であることに伴い、プラスチック資源循環促進法の施行に向けた準備を進めるための周知等の協力を依頼するものです。

具体的には、特設ホームページや事業者向け問い合わせ窓口の開設等の周知、政府主催のオンラインでの制度説明会、並びに広報物のご案内です。

また、本法施行に伴って医療機関に求められる具体的な対応については、環境省及び経済産業省と協議のうえ、追ってお示しするとのことであります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解頂くとともに、貴会管下関係機関等への周知につき、ご高配のほどよろしくお願い致します。

追って、制度内容を解説したパンフレットやポスター等の広報物については、本会で一括して取り寄せており、後日、貴会宛てに各 2 部を郵送予定でございます。また、本件については、厚生労働省老健局各課からも周知方依頼がありましたことを申し添えます。

事 務 連 絡
令和 4 年 2 月 25 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

プラスチック資源循環促進法の施行に向けた取組についてのお願い

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

プラスチックは経済社会に浸透し、我々の生活に利便性と恩恵をもたらしてきた一方で、資源・廃棄物制約や海洋ごみ問題、地球温暖化といった、地球規模の課題が深刻さを増しております。こうした背景を踏まえ、令和 3 年の第 204 回通常国会において、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）」が成立し、同年 6 月に公布されました。

プラスチック資源循環促進法は、多様な物品に利用されているプラスチックについて、プラスチックの資源循環の促進等を図るため、①プラスチック使用製品の環境配慮設計、②特定プラスチック使用製品の使用の合理化、③プラスチック使用製品の廃棄物の市区町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための計画認定制度の創設等、プラスチック使用製品の設計・製造から、販売・提供、そして排出・回収・リサイクルに至るまで、プラスチック使用製品のライフサイクル全般での対策を講じる内容となっており、令和 4 年 4 月 1 日から施行されます。

貴会におかれましては、下記のとおりプラスチック資源循環促進法の施行に向けた準備を進めていただきますよう、都道府県医師会等に対し周知等の御協力をお願いします。

なお、本法施行に伴って医療機関に求められる具体的な対応については、環境省及び経済産業省と協議のうえ、追ってお示いたします。

記

（１）関係団体への周知のお願い

事業者の皆様が取り組むべき内容や事業者による自主回収及び再資源化を促進するための計画認定制度等について、プラスチック資源循環の特設ホームページに制度の内容をまとめたパンフレット等を掲載しております。

また、事業者の皆様向けのお問い合わせ窓口を、令和 4 年 2 月 24 日（木）から 9 月 30 日（金）まで開設する予定です。

都道府県医師会等へのご周知をお願いします。

(2) 政府主催の制度説明会のご案内について

令和4年3月上旬から中旬にかけて、事業者の皆様を対象とした政府主催の制度説明会をオンラインで開催いたしますので、都道府県医師会等へのご周知をお願いします。

<開催日時>

- | | | |
|-------|--------------|-------------------|
| 【第1回】 | 令和4年3月3日(木) | 10:00～12:00(120分) |
| 【第2回】 | 令和4年3月3日(木) | 14:00～16:00(120分) |
| 【第3回】 | 令和4年3月9日(水) | 10:00～12:00(120分) |
| 【第4回】 | 令和4年3月9日(水) | 14:00～16:00(120分) |
| 【第5回】 | 令和4年3月14日(月) | 10:00～12:00(120分) |
| 【第6回】 | 令和4年3月14日(月) | 14:00～16:00(120分) |

<募集フォーム>

制度説明会の参加については、事前に登録が必要となっておりますので、下記 URL よりご登録をしていただきますようお願いいたします。

なお、当日の説明や質疑対応等につきましては、経済産業省職員が対応いたします。

<https://plastic-circulation.env.go.jp/setsumeikai>

(3) 広報物のご案内について

プラスチック資源循環促進法の施行に伴い、制度内容を解説したパンフレットやポスター等の広報物の作成を予定しておりますので、是非ご活用ください。広報物については、プラスチック資源循環の特設ホームページに掲載する予定ですので、都道府県医師会等へのご周知をお願いします。

また、別紙に案として記載している、「ガイドライン」及び「ポスター①、②(それぞれA1、A2サイズ)」について、経済産業省からご希望の業界団体等の皆様に配布をさせていただきます。別添(Excel ファイル)に必要な部数や送付先等の情報を記載の上、2月28日(月)までにご連絡ください。

<各種問い合わせ先(コールセンター)>

○受付期間 令和4年2月24日(木)～9月30日(金)

※月～金曜日(土・日・祝日除く) 9:00～18:15

○事業者の皆様向けの相談窓口 0570-005117

<プラスチック資源循環の特設ホームページ>

<https://plastic-circulation.env.go.jp/>

以上

パンフレット

<<https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/pamphlet.pdf>>

プラスチックに係る資源循環の 促進等に関する法律について



経済産業省 環境省

A

つかう人も
わたす人も
つくる人も

みんなの工夫で
プラスチック製品と
もっと上手に付き合おう!

プラスチック資源循環促進法 2022年4月1日スタート

プラスチック資源循環促進法に関する事業者お問い合わせ窓口
☎ 0570-005117

【受付期間】令和4年2月24日～9月30日
月～金曜日(土・日・祝日除く)9:00-18:15

プラスチック資源循環
特設HP



※経済産業省等のロゴマークを追記予定。

わたし人も



エコなスプーン
を提供します



ストローは
ご入用ですか？



もらう人も



フォーク
いりません



マイスプーン
あります



プラスチック製品の 環境にやさしい選択に ご協力ください！

プラスチック資源循環促進法 2022年4月1日スタート

プラスチック資源循環促進法に関する事業者お問い合わせ窓口
☎ 0570-005117 【受付期間】令和4年2月24日～9月30日
月～金曜日(土・日・祝日除く)9:00-18:15

プラスチック資源循環
特設HP



※経済産業省等のロゴマークを追記予定。

令和4年3月2日
事務連絡

各 介護保険関係団体 御中

厚生労働省老健局 高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

プラスチック資源循環促進法の施行に向けた取組について

日頃より厚生労働行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和3年の第204回通常国会において、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）」が成立し、同年6月に公布されました（令和4年4月1日施行）。

プラスチック資源循環促進法は、多様な物品に利用されているプラスチックについて、プラスチックの資源循環の促進等を図るため、①プラスチック使用製品の環境配慮設計、②特定プラスチック使用製品の使用の合理化、③プラスチック使用製品の廃棄物の市区町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための計画認定制度の創設等、プラスチック使用製品の設計・製造から、販売・提供、そして排出・回収・リサイクルに至るまで、プラスチック使用製品のライフサイクル全般での対策を講じる内容となっております。

今般、経済産業省より、プラスチック資源循環促進法の施行に向けた説明会の開催や広報等の準備について別添の通り周知依頼がまいりました。貴団体におかれましては、会員の皆様への周知にご協力の程、よろしくお願い申し上げます。